

## 平成27年第8回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第8回総会
- 2・日時 平成27年8月3日(月) 午後15時～17時00分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

### 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)  
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)  
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)  
 議案第4号 田畑転換等農地の形状変更届けについて (1件)  
 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について (2件)  
 報 告 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について (1件)
- その他 農地パトロールについて  
 転作確認について

### 5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

# ○農業委員会総会議事録

## ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成27年第8回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## ○会長挨拶

こんにちは。例年になく、猛暑が続いています。皆様、熱中症に気をつけて対策を講じてください。国会では農業委員会の審査も農協改革の中で行われているようですが、なかなか、審査も進まないようです。

TPP交渉は妥結できなかったようで、先行き不透明のようです。どちらにしても、農家にとっては負担が増える決定がされるようです。TPPの結果次第では、中山間地にある有田町農家で廃業される方が続出する恐れもあります。

これまで団体で調査していた農地パトロールもそろそろ始めなければなりません。タブレットによる入力等に日数がかかるかもしれません。本日も、慎重な審議を宜しくお願いします

## ○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

## ○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、9番(古川正義)、10番(川尻宗代)委員にお願いします。

## ○議長

続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

まず、議案書の1ページに申請内容を記載し、2ページから7ページにかけてはその資料となっております。

～議案書を朗読～

今回の申請は、経営委譲年金受給のための再設定となります。親子間での譲渡です。

借受人については、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまので、農地法第3条の2項の許可条件は満たしています。

## ○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○3番

疑問点があります。①先ず、畑と記載されている〇〇番の土地は字図で宅地となっております。農地台帳に載っていない宅地を農地として経営委譲できるのでしょうか。

②経営委譲の再申請ですが、当初からこのような問題を把握できなかったのでしょうか。

③事務局の内容説明を簡略化して欲しい。全筆を読み上げるのではなく、集計数値を示し、備考欄の内容こそ説明をして欲しい。

④事務局から山林・原野を農地として利用している場合の特例として認められていると回答されたが、宅地はその範疇にはならないと思うが、確認をして欲しい。

⑤この宅地の問題では、経営委譲によって農業者年金を受領されており、返還になる恐れがあるので、充分チェックをして報告して欲しい。

## ○事務局

先ほど、「山林・原野なら農地として利用している場合の特例がある」と、農地法上からの判例から回答しました。指摘された土地は、元の鶏舎です。標記5点の問題については、確認後、事務局から委員の皆さんに回答いたします。

## ○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。前提として、先ほど指摘された問題が解決しているものとします。

農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第3条1番の申請は許可されました。

続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

まず、議案書の8ページに申請内容を記載し、9ページから10ページにかけてはその資料となっております。

～議案書を朗読～

今回の申請は、平成〇〇年当時に〇〇〇さんが所有すべき農地でしたが、その当時規模拡大とみなされ申請が受理されず、親戚筋の〇〇〇さんの名義とされました。

今回、申請者の〇〇〇さんが退職されたことから、正規所有者へなされるものです。〇〇〇さんについては、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可条件は満たしています。

## ○議長

説明が終わりました。今回の申請地については、現地確認ではなく事前に事務局により確認されています。  
質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。農地法第3条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全員賛成により、農地法第3条2番の申請は許可されました。

続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3番を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

まず、議案書の11ページに申請内容を記載し、12ページから13ページにかけてはその資料となっております。

～議案書を朗読～

今回の申請は、町内在住の貸出人さんが高齢で体調を崩されたことから、譲受人である弟さんへ耕作を相談されたことによる申請です。  
借受人については、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可条件は満たしています。

## ○議 長

説明が終わりました。今回の申請地については、現地確認ではなく事前に事務局により確認されています。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○5 番

私は対象地に住んでいますので、補足説明をいたします。弟さんは、既に〇〇〇市に農地を4反以上所有されていますが、農地を登記できる下限面積の5反以上を満足させるために、今回の申請をされています。兄弟間の協力により可能となりました。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。農地法第3条の申請3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、農地法第3条3番の申請は許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書の14ページが申請内容で、15ページから17ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても現状と変わらないため、特に問題ないと思われま

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○7 番

申請地は〇〇〇地区にある農地です。隣接する畑には問題ないと判断します。

## ○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第4条の申請1番は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による申請1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書の18ページが申請内容で、19ページから21ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても合併浄化槽への接続となっており、特に問題ないと思われま

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○9 番

申請地は〇〇〇地区の道路角地にある宅地裏に隣接する水田です。排水も道路側溝から河川へ流れますので、周辺の農地への影響もなく、問題はないと思います。

## ○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条1番の申請は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による申請2番を議題といたします。なお、報告事項の18条による合意解約についても関連しますので、事務局より併せて説明をお願いします。

## ○事務局

議案書の40ページをご覧ください。〇〇〇さんと〇〇〇さんが利用権を設定されていましたが、転用申請のために解約されています。それでは、議案書の22ページが申請内容で、23ページから26ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

以上が申請内容ですが、一部無断転用の農地があり始末書の提出がなされています。排水等についても合併浄化槽への接続となっており、特に問題ないと思われま

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○8 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。国道側にはL型擁壁を設置し、下流では用水利用する水田はありませんが、水路は生かすことを確認しています。周辺の農地への影響もないので、問題はないと思います。

## ○11 番

私は申請地に住んでいますので、補足説明をします。今まで一部水田の無断転用がありましたが、今回の申請と共に解決します。また、用水路下流の水田も、薬局の駐車場として転用されており問題ありません。

## ○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条2番の申請は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による申請3番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書の27ページが申請内容で、28ページから31ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても雨水の地下浸透となっており、特に問題ないと思われま

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○9 番

申請地は、〇〇〇地区にある〇〇〇ため池横の農地です。周辺の農地への影響もないようなので、問題はないと思います。

## ○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○3 番

隣接してため池がありますが、地元集落で了解されているのですか。

## ○6 番

私の地元集落です。申請地の横の山林と、ため池放水路からの水路では高低差が約8mあります。水路横に土留め等の計画はしてあります。

## ○8 番

申請者が、私の住む地区に産業廃棄物処理場を所有されていますが、今回の申請と似たように下流にため池があります。上部から高低差がある谷間へ廃棄物を転圧せずに捨てられています。地元地区から土木事務所へ不安だと何らかの対策を要望したが、解消できていません。用心した方がよいと思います。地元から事前に条件等を出すべきではないでしょうか。

## ○事務局

そのような意見があった事を、担当課（環境課）には伝えておきます。

## ○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。



全員賛成により、農地法第5条による申請3番は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。  
続きまして、議案第4号1番 田畑転換等農地の形状変更届について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書の32ページが申請内容で、33ページから36ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

当該地は、〇〇〇地区の農地で、形状変更理由は議案書のとおりです。来年1月までに工事完了する予定で、隣接農地への影響もなく同意もとれていますので特に問題はないと思われま。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○13 番

私の住む地区ですので、確認報告をします。現地は大型機械が出入りできなかったため、今回の申請となっております。隣接者の同意もあります。排水関係も問題ないと判断しました。

## ○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第4号1番 田畑転換等農地の形状変更届について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第4号1番 田畑転換等農地の形状変更届は、受理されました。

続きまして、議案第5号1番 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

それでは、資料の37ページから39ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等推進事業の実施が必要と認められたため、町長に対し要請するものです。

～資料の説明～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

## ○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○3番

契約期間が、総会で許可される前からとなっていますが、手違いですね。

## ○事務局

すみません。契約開始日は平成27年8月3日から終了日の平成37年8月2日に修正をお願いします。

## ○議長

事務局より、もう少し具体的に貸借関係の概要説明をお願いします。

## ○事務局

～契約の背景や貸借契約者関係の説明～

- ① ○○○市在住の女性で、既に○○○市で2反程の面積で水稻栽培の実績もある方。
- ② 自然農法関連の知人である○○地区の○○氏の縁故により、圃場整備地区より上流の自然な土地を紹介されている。
- ③ 本人はもっと小面積を求められていたが、地権者の両親が親戚であり、「狭地倒し」後の登記まで未整備地区の16筆となった。
- ④ 現況は猪が出没する荒廃地なので、事務局では、隣接する管理された土地を推薦した。しかし、本人はこの土地で了解され、鶏飼育（放し飼い）を盆過ぎには開始予定されている。
- ⑤ 但し、国の補助金対象となるには厳しい状況とは伝えているし、耕作可能な復田費用の見積確認により再考も提案している。

## ○議長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第5号1番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第5号1番は承認されました。

承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により、農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第5号 2番 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、これから採決に移ります。

議案第5号 2番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第5号2番は承認されました。

承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により、農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

## ○議 長

それでは、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、他に連絡等ありませんか。(なしの声)

その他で、ございませんか。(なしの声)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

平成27年第8回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は9月1日(火)の予定です。

総会 17時 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 9番

署 名 10番

書 記 木寺 正文